一　国会議事堂（参議院所管部分）

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目七番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、平河町一丁目及び二丁目、麹町一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、霞が関一丁目から三丁目まで並びに日比谷公園
	東京都港区	元赤坂一丁目、赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、虎ノ門一丁目及び二丁目、内幸町二丁目並びに西新橋一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　参議院議員会館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目一番及び二十番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、麹町一丁目から五丁目まで、隼町、紀尾井町、平河町一丁目及び二丁目、二番町（次の図面に示す部分に限る。）並びに霞が関一丁目から三丁目まで
	東京都港区	赤坂一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、元赤坂一丁目、虎ノ門一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、六本木一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　参議院第二別館

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目十一番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、平河町一丁目及び二丁目、隼町、麹町一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、一番町並びに二番町
	東京都港区	元赤坂一丁目、赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに虎ノ門一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四　参議院議長公邸

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目十八番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、隼町、平河町一丁目及び二丁目、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、麹町一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、一番町、二番町並びに霞が関二丁目及び三丁目
	東京都港区	元赤坂一丁目、赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目から七丁目まで並びに虎ノ門一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を参議院に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。